

社会福祉法人 潤青会 こもれびの丘ショートステイ
短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 運営規程

第1章 施設の目的と運営の方針

(事業所の目的)

第1条 特別養護老人ホームこもれびの丘に併設される 短期入所生活介護ならびに介護予防短期入所生活介護（以下「施設」という）は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するとともに、利用者の心身機能の維持ならびに利用者のご家族の心身の負担の軽減を実現することを目的とする。

(短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの運営方針)

第2条 短期入所サービスの運営方針は次のとおりとする。

- (1) 利用者が其の有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるよう、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を提供する。また、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (2) 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (3) 利用者それぞれが各ユニットにおいて役割を持って生活を営むことができること、及び利用者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
- (4) 施設サービスの提供にあたって、利用者またはその家族に対しサービスの提供方法についてわかりやすく説明するものとする。また、利用者または家族より同意を得たうえで、懇切丁寧に施設サービスを提供するものとする。
- (5) 施設サービスの提供にあたって、利用者本人、他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的な拘束等を行わない。

2 介護予防短期入所サービスの運営方針は次のとおりとする。

- (1) 利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるよう、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を提供する。また、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (2) 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス

または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- (3) 利用者それぞれが各ユニットにおいて役割を持って生活を営むことができること、及び利用者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
- (4) 施設サービスの提供にあたって、利用者またはその家族に対しサービスの提供方法についてわかりやすく説明する。また、利用者または家族より同意を得たうえで、懇切丁寧に施設サービスを提供するものとする。
- (5) 施設サービスの提供にあたって、利用者本人、他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的な拘束等を行わない。

(短期入所サービスと介護予防短期入所サービスの一体的運営)

第3条 短期入所サービスと介護予防短期入所サービスは、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(施設の名称)

第4条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 施設の名称 こもればの丘 ショートステイ
- (2) 施設の所在地 さいたま市南区広ヶ谷戸130-1

第2章 職員の職種・員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 こもればの丘ショートに勤務する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
職員を指揮監督し、関係機関との連携、労務管理、会計管理、施設整備の管理、緊急時の対応及び苦情処理等、施設業務の統括
- (2) 医師（嘱託） 1名以上（本体の特別養護老人ホームと兼務）
利用者の健康管理及び突発的な発症等の処理ならびに療養上の指導
- (3) 生活相談員 1名
利用者、家族等の相談、日課等の介護サービス業務調整管理、関係機関との連携等
- (4) 介護職員又は看護職員 7名以上
利用者の日常生活介護、支援、健康管理、相談等
- (5) 機能訓練指導員 1名（看護職と兼務）
利用者の自立生活支援の為の機能訓練指導
- (6) 管理栄養士 1名（本体の特別養護老人ホームと兼務）
利用者の食事献立、栄養指導等、栄養管理統括

(7) 事務職員 2 名以上（本体の特別養護老人ホームと兼務）

2 前項に定めるもののほか、運営上、必要な職員を置くものとする。

第3章 利用定員

（入所者の定員、ユニットの数及びユニットごとの入居定員）

第6条 施設の入所者の定員は20名とする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

2 居室は、全室個室とし、定員1名とする。

3 ユニット数は2ユニットとし、各ユニットの入所者定員は10名とする。

第4章 契約及び運営

（内容及び手続きの説明及び同意）

第7条 サービスの提供の開始にあたって、利用申し込み者またはその家族に対して、運営規程の概要、重要事項説明書等サービスの選択に資する文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

第5章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

（介護・看護サービスの提供）

第8条 施設は、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するにあたり次の事項について、適切な技術を持って行うものとする。

- (1) 日常生活における家事を利用者が心身の状況に応じて、それぞれ役割を持っていたけるよう支援していくこと。
- (2) 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう入浴の機会を提供すること。ただし、身体の状態が低下している場合などは清拭等の対応で身体の清潔に配慮する。
- (3) 排泄については、利用者の心身の状況に応じて、職員の対応および環境等の面から自立に向けての支援をすること。ただし、オムツを使用せざるを得ない利用者については、交換の時間帯や方法等を十分に検討し適切に交換を行う。
- (4) 利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為に対し適切に支援すること。
- (5) 看護職員による健康観察、処置等により、利用者の健康の保持増進に努め、健康的な生活を営めるよう支援すること。
- (6) 施設は、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等と連携をとることにより利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所

することが予定される利用者については、サービスの目標および具体的なサービス内容を記載した介護予防短期入所生活介護計画又は短期入所生活介護計画を作成し個別のニーズに対応したケアを行うこと。

(食事)

第9条 栄養ならびに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

- 2 利用者の心身の状況の応じて適切な方法により食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者ができる限り自立して食事を食べられることができるよう環境面の整備や必要な時間を確保する。
- 4 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しながら利用者が共同生活室で食事を食べられるよう支援を行う。

(利用料その他の費用の額)

第10条 施設の利用料は、厚生労働大臣が定める告示上の基準額とし、法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 保険対象外費用については、別紙料金表によるものとする。
- 3 前2項に掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで同意を得るものとする。
- 4 その他、新たに費用の徴収が必要になった場合や変更となった場合には、利用者またはその家族に対して文書による説明し、同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、さいたま市、川口市とする。

但し、送迎距離は半径4km以内とする。

第6章 留意事項

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 事業所を利用する者は、次の事項について留意しなければならない。

- (1) 事業所を利用する者は、事業所内において政治活動、宗教活動を行ってはならない。
- (2) 事業所を利用する者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
- (3) 利用者は、この運営規程の定めるところにより、指導及び調査等に従わなければならない。
- (4) 利用者は指定された居室を勝手に変更してはならない。
- (5) 利用者の所持金その他貴重品は自己管理を原則とするが、管理しがたい場合につい

ては、管理者に申し出て保管を依頼することができる。

（緊急時の対応）

第 13 条 職員は短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医またはあらかじめ事業所が定めた協力医療機関の連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第 14 条 地域消防署等、関係機関と協議を行い、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報、連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 管理者または防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え防火対策を含む総合訓練を地域消防署の協力を得たうえで年 2 回実施するなど、入居者の安全に対して万全を期すものとする。

（衛生管理等）

第 15 条 利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所内において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

第 7 章 職員の服務規程と質の確保

（秘密保持）

第 16 条 職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の情報等は漏らしてはならない。

2 職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の情報等を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

（苦情への対応）

第 17 条 短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスに関する利用者および家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する当の

必要な措置を講ずるものとし、その概要を入居者および家族に説明するものとする。

- 2 苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図るうえでの重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえサービスの質の向上に向けた取り組みを行うものとする。
- 3 利用者またはその家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 4 苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な扱いも行わない。

(地域との連携)

第 18 条 地域住民またはボランティア団体との連携及び協力を行う等、地域との交流を図るものとする。

第 8 章 事故発生時の対応及び職員の研修体制等

(事故発生時の対応)

第 19 条 短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの提供による事故の発生または再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事故発生防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故または事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の事実及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項に事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。
- 4 短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(職員研修)

第 20 条 職員の資質向上を図るための研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスを提供できるよう職員の勤務体制を整備するものとする。

第 9 章 虐待防止及び身体拘束廃止の為の措置に関する事項

(虐待防止及び身体拘束廃止における対応)

第 21 条 施設サービスの提供による虐待防止の対応又は再発を防止する為、次の措置を講

ずるものとする。

- (1) 虐待防止の対応の為の指針を整備すること。
- (2) 虐待又は虐待に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の実事及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (2) 虐待防止の為の委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 虐待が発生した場合には、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項に虐待の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。
- 4 施設サービスの提供により賠償すべき虐待が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 5 虐待防止及び身体拘束廃止委員会を設置し、担当者が配置され、組織的に虐待防止及び身体拘束廃止を実施する体制を整備するものとする。
- 6 入居者の自由を制限するような身体的拘束を行わないこととする。但し、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ず拘束をせざるを得ない場合には、事前に入居者及びその家族等へ十分な説明をし、同意を得ると共に、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録する。

第 10 章 各種ハラスメントの防止の措置に関する事項

(法人代表者及び職員の責務と各種ハラスメントの防止の措置)

第 22 条 法人代表者及び職員の責務職場における各種ハラスメントの防止のため、次の措置を講ずるものとする。

法人代表者の責務

- (1) 職場における各種ハラスメントを行ってはならないこと等これに起因する問題(以下「各種ハラスメント問題」という。)に対する職員の関心と理解を深めること
 - (2) その雇用する職員が他の職員に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと
 - (3) 法人代表者が各種ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、職員に対する言動に必要な注意を払うこと
- 2 職員の責務
- (1) 各種ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の職員に対する言動に注意を払うこと
 - (2) 法人代表者の講ずる雇用管理上の措置に協力すること
- 3 職場における各種ハラスメントの防止のために講ずべき措置
- 法人代表者の方針等の明確化及びその周知・啓発

- (1) 職場における各種ハラスメントの内容・各種ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発すること
- (2) 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、職員に周知・啓発すること

相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- (3) 相談窓口をあらかじめ定め、職員に周知すること
 - (4) 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
- 職場における各種ハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
- (5) 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
 - (6) 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと（※１）
 - (7) 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと（※１）
 - (8) 再発防止に向けた措置を講ずること（※２）

※１ 事実確認ができた場合 ※２ 事実確認ができなかった場合も同様

そのほか併せて講ずべき措置

- (9) 相談者・行為者等のプライバシー（注３）を保護するために必要な措置を講じ、その旨職員に周知すること注３ 性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む。
- (10) 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、職員に周知・啓発すること（事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止）

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。